

農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について（案）

1. 幹事会

（1）開催頻度

開催頻度は一月に1回を原則とする。

（2）審議内容

1）調査審議を行う評価部会の指定

農薬専門調査会において調査審議すべき事項のうち、詳細な資料が提出された農薬について、2.（3）に記載されている毒性の種類、作用などの特徴を見極め、調査審議する評価部会を指定する。

この作業を円滑に行うため、事務局は、毒性の種類、作用などの特徴を見極めるために、事務局で全ての農薬について論点整理ペーパーを作成する。

なお、2.（3）に掲げられたような毒性の特徴が認められない農薬については、各部会における調査審議担当剤の数等を考慮しつつ、調査審議を行う部会を指定する。

2）評価部会における調査審議結果の確認

評価部会における調査審議結果について報告を受け、評価部会の結論を最大限尊重しつつ速やかに食品安全委員会に報告する。

評価部会で結論が得られず、幹事会に最終評価が要請された事項について議論する。なお、得られた結論については速やかに食品安全委員会に報告するとともに評価部会にも報告・説明する。

3）パブリック・コメントに対する回答（案）の審議

4）重版剤に関する農薬の調査審議

既に評価結果を有する農薬について、適用拡大等の申請が行われた場合であって、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日食品安全委員会決定）により、農薬専門調査会で調査審議を行うこととされた農薬についての調査審議を行う。

5）海外評価機関の評価書のみで評価する農薬（評価書評価）の調査審議

実施の方法等については、「農薬専門調査会における評価書評価に関する考え方」による。

6）評価部会に共通する横断的な案件の検討

以下のような横断的な案件について検討を行う。

① 急性参照用量

吉田専門委員が中心となり、JMPR の活動などを参考に、ガイドライン作成を行う。

② 暴露評価対象物質

上路専門委員が中心となり、暴露評価対象物質の選定基準の作成を行う。

③ 残留農薬に関する食品健康影響評価指針

「JMPR における評価の原則（EHC104）」、「添加物に関する食品健康影響評価指針」等を参考に、残留農薬の食品健康影響評価に固有な内容を追加し作成する。なお、評価の判断に関わる個別的事項は、ガイダンスドキュメントとして整備する。

④ 臓器重量の変化

JMPR の活動などを参考に、特に肝重量の変化と肝肥大を中心として、考え方及び無毒性量等の判定について検討・整理する。

⑤ エキスパートジャッジ等

自然発生病変の増加、慢性毒性・発がん性併合試験における無毒性量等の判定等について整理する。

2. 評価部会

（１）開催頻度

開催頻度は一月に１回、１回に１剤の調査審議を原則とする。

ただし、追加資料要求事項に対する回答の調査審議等はこの限りでない。

（２）調査審議すべき内容及び留意事項

農薬専門調査会において、初めて調査審議を行う農薬のうち、詳細な資料（農薬抄録、試験成績報告書など）が揃っている農薬の調査審議を担当する。

評価部会においては、評価書案たたき台について、部会の中で出来る限り文言を最終化することにより、調査審議の透明性を確保する。

なお、評価部会で結論が得られなかった事項については、評価部会における議論の経緯を取りまとめ、評価書案にその旨を明示し、その部分の議論と農薬の最終評価を幹事会に要請する。

（３）各評価部会の役割分担

各評価部会に所属する専門委員の専門性を考慮し、毒性の種類、作用に応じ、その農薬を評価するのに最も適切と考えられる評価部会で審議することを原則とする。具体的な役割分担は以下のとおり。

- ① 評価第一部会：特に神経毒性の疑いがある農薬
- ② 評価第二部会：特に発がん性の疑いがある農薬
- ③ 評価第三部会：特に生殖発生毒性の疑いがある農薬
- ④ 評価第四部会：特に遺伝毒性の疑いがある農薬

3. 専門調査会の公開について

(1) 会議の公開について

農薬専門調査会は原則として公開であるが、以下のいずれかに該当する場合は、「食品安全委員会の公開について」（平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定）に基づき非公開とする。非公開の会議に係る議事録については、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して 3 年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

- ① 企業が農薬登録等の申請のために作成した資料を用いて審議する場合
- ② 評価書を提供した相手政府の要請等により非公開とすべき資料を用いて審議する場合

(2) 資料の公開について

上記①の資料のうち、試験の概要を記載した農薬抄録等については、農薬専門調査会幹事会での審議終了後に、申請者の知的財産に係る内容がマスキングされた閲覧用資料を事務局内で閲覧可能とする。

4. その他

(1) 標準処理期間

企業申請に係る農薬の評価については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成 21 年 7 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、標準処理期間内に評価を終えるよう努める。

(2) データベースの整備

これまで評価された剤ごとの審議の論点、安全係数、審議時の重要な発言集抄等は、利用のしやすさを考え、事務局でさらに整備し、適宜更新の上、専門委員に提供する。

(3) 旧総合評価部会又は旧確認評価部会で継続審議とされた剤の取扱い

審議に関わった専門委員が多く所属する評価部会で継続審議する。

（４）評価の基となる資料に対する考え方

農薬抄録等も参考にするが、可能な限りより詳細なデータのある試験成績報告書を基に評価することを共通認識とする。